

三郷中央地区交流施設整備等事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	要求水準書	9	15	10_本事業の実施に関する協定等	<p>第一回入札質疑回答の質問番号10に関してご質問いたします。</p> <p>三郷市様との間で締結する事業契約及び公有地貸付契約に対して公共施設部分を所有する者と民間施設部分を所有する者2者とそれぞれ別々の契約を結ぶことは可能でしょうか。</p> <p>または、事業契約及び公有地貸付契約を一つとし、公共施設部分を所有する者と民間施設部分を所有する者に事業リスクがそれぞれ二者間に及ばない契約とすることは可能でしょうか。</p>	<p>本市は、公共施設部分を所有する者と民間施設部分を所有する者のそれぞれとの間において別々の契約を締結することはできません。</p> <p>また、平成29年1月16日に公表した入札説明書等に関する質問への回答（第1回）のNo. 10に回答しているとおり、公共施設部分を所有する者と民間施設部分を所有する者が異なっても、双方が連帯して市との間で事業契約及び公有地貸付契約を締結した上で、公共施設部分を所有する者と民間施設部分を所有する者との間においてどのようにリスクを分担するのかについては提案によるものとするので差し支えありません。</p>